

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月31日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530606

研究課題名（和文） 成年後見制度の社会化とソーシャルワークの関連についての研究

研究課題名（英文） Study on the association between socialization of the adult guardianship system and social work

研究代表者 岩田 香織（IWATA KAORI）

東海大学・健康科学部・講師

研究者番号：40342084

研究成果の概要（和文）：本研究は、成年後見制度の一層の社会化を目指すために現状を整理し、その意義を明らかにするために実施した。特にソーシャルワークと関連させて検討することを目的とした。多くの社会福祉サービスが利用契約に向かう中で、権利擁護のインフラ整備と保障体制が重要となる。生活の維持のために継続的に福祉サービスを利用する必要がある障害者や高齢者は、その都度個別的な支援を得ることが不可欠である。こうした要請に応え、支援の質を保つための実践をソーシャルワークとの関連で検証をおこなった。

研究成果の概要（英文）：The object of this study is to identify current challenges in the drive to further establish the adult guardianship system in Japanese society, and make clear the significance of this movement. In particular, the study undertakes a detailed examination of association of this phenomenon with social work. In the view of the growing tendency of welfare service to adopt of use, it has become important to enhance the system of guarantees as a part of the right advocacy infrastructure. It is essential that disabled and elderly people who rely on welfare survive adequate individual support whenever required. In addition, I investigate the conditions under which the adult guardianship system functions as a form of social support.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：成年後見・権利擁護・ソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

現行の成年後見制度は平成12年度に民法

改正を柱とする新しい制度として生まれ変わり、その後の利用実績は旧後見制度と比し

て着実に上がっている。制度の趣旨や理念が受容されつつあることは一定の評価に値する。しかし、その理念が十分に反映し、広く社会的認知を得ているかという点はいまだ種々の課題があると考えられる。社会福祉士にとって新たな専門性発揮の場ととらえる向きもあるが、実態に即しての検証が必要な状況にあると考えられた。

2. 研究の目的

本研究では、成年後見制度のさらなる社会化をめぐり、課題を整理しつつ、その意義にソーシャルワークとの関連で明らかにすることを目的とする。主として次の論点を着目して検討を行う。①福祉サービスの多くが利用契約に向かう今日、生活の維持、あるいは福祉サービスのアクセスのためには個別的、継続的支援を要する。その意味で成年後見制度は社会福祉のインフラ整備の一環として保障体制に力点が置かれるべきである。②社会福祉の支援者は特に身上監護に焦点化した後見活動についてその専門性を反映して本領を発揮できる、あるいはその可能性がある」と主張しているが、果たして妥当性があるのだろうか。社会的要請、期待という面とソーシャルワーカーがどのように成果を立証し、実績を積むかという双方から検討を行う。

3. 研究の方法

本研究では成年後見制度の枠組みの基本事項、統計データをふまえつつ以下の調査を実施する。①成年後見および権利擁護に関わる支援者（専門職者）へのインタビュー調査 ②成年後見活動の実態分析のための事例研究 ③成年後見制度の社会化に関する量的調査（一般市民対象のアンケート調査）

4. 研究成果

(1) 高齢者虐待対応における成年後見制度活用の有効性の検討に関する調査研究

[調査目的] 高齢者虐待は、極めて今日的課

題であると同時に、人権侵害という点から非常に重大、深刻な問題であり、早急な対応、救済が求められる。しかし、一般的に虐待は閉鎖的な環境、密接な人間関係の下で生じており、その原因は多くの複雑な要因が絡み合っている。表面化しにくく、問題解決が困難な場合が多い。

こうした高齢者虐待に介入し、有効な解決策を見出すためには従来の縦割りの対応や、個人レベルでの援助では限界がある。そこで、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、さらに介護保険法に規定する地域支援事業における権利擁護事業の実施等により、国及び地方公共団体、地域包括支援センター、民間団体、住民が相まって高齢者虐待への取り組みがなされている。特に、高齢者虐待の予防および発生後の速やかな対応には、関係諸機関の連携、協力が必須であり、日常的な不断のネットワークが欠かせない。

そこで、本研究では高齢者虐待防止ネットワークの活動を基に、高齢者虐待の実態をとらえ、さらに効果的な対応について検討することを目的とする。特に、被虐待者となりやすい認知症高齢者の権利擁護を実現するために、財産管理、身上監護（介護サービス契約等）の支援を行う成年後見制度活用の可能性と有効性を検証する。

[調査方法と対象] ①高齢者虐待事例の分析

1)分析対象は保健医療福祉サービス介入ネットワークで検討される処遇困難ケース

2)分析内容については、処遇困難ケースの虐待の内容、発生原因、特徴、対応の実際について、事例検討シートを基に整理する。併せて経過観察中ケースについて、担当の地域包括支援センター職員に聞き取りを行う。虐待と判断した（疑いをもった）内容・状況の具体的内容と対応の経緯、困難点の具体像を捉

える。

②成年後見制度活用の有効性の検討について、本人の判断能力が不十分な状態にあり、身近に本人を適切に養護している（できる）人がいない場合、または養護者がいて、かつ介護サービスの契約や預貯金の払い戻し等の必要がある場合といった成年後見制度利用の必要性が想定されるケースについて、対応の実態と課題を捉える。

[考察] 高齢者虐待に対応には、何よりも高齢者の権利擁護を主眼に行われることが肝要だと言える。そのために、権利擁護を具体化するための社会的支援は必須であり、公的に認証された立場として法律行為の安全性を確保し、かつ活支援を個別の利用者に対して継続的に提供しうる後見活動は一定の役割を果たせるものと期待される。実際、高齢者虐待防止法には成年後見制度の利用促進が謳われている。

しかし現実的には、高齢者虐待対応と、成年後見制度を連動させて問題解決を図ることについて、いくつかの課題が生じている。成年後見制度自体の認識が、高齢者、家族はもとより関係者の間に浸透しているとはいえないという点が挙げられる。その上、成年後見制度の利用には、家庭裁判所への審判申し立てが必要であり、手続きが煩雑である。こうした、高齢者虐待の解決の必要性を誰もが認識しながら、現実の対応の困難さに、迅速で有効な問題解決が図られない状況を捉え、成年後見制度利用の抑制要因をさらに明確化する必要があることがわかった。

(2) 認知症高齢者の支援を行っている福祉従事者の権利擁護意識の構造に関する調査

[調査目的] 本調査では、認知症高齢者に対する支援に従事する支援者を対象とし、日常生活支援における保護と権利擁護のあり方、特に権利擁護意識の構造を明らかにするこ

とを目的とした。認知症高齢者支援に関わる専門職の権利擁護への取り組みの現状を検証し、実践に反映される権利擁護意識及び影響を与える要件、要素について分析を試みた。調査を通し、日常生活支援、高齢者虐待対応に、アドボカシーがいかに具体化されるかという課題を検討することが目的である。

[調査方法] 特別養護老人ホーム介護職員 1 名、地域包括支援センター職員 4 名への聞き取り調査を実施しデータを得た。検証事項は、①日常生活支援における権利擁護の取り組み（支援内容・日常生活支援における権利擁護に係る困難点や課題・課題が生じる要因等）、②支援者の人権意識（認知症高齢者の権利擁護における課題点・虐待対応と権利擁護の関連等）とし、半構造的インタビューを行った。インタビューは許可を得て録音し、逐語録に書き起こした後、グランデッドセオリー法を用いて内容分析を行った。

[倫理的配慮] 調査の実施にあたり、所属機関の倫理審査委員会の承認を受け調査を開始し、調査対象となる施設長に対し研究趣旨を文書で説明のうえ協力依頼を行い、同意を得た。

併せて聞き取りに際して、調査目的と内容を口頭及び文書で示し、調査の協力は任意であり、途中で辞退することも可能であること、得られた情報は研究目的以外に用いない旨を伝えた。また分析にあたり個人や施設が特定されない十分配慮を行った。

[結果と考察] 記述内容を切片化し、「認知症周辺症状」、「欲求・感情」、「プライバシーの保護」「集団生活における問題」、「支援者側の事情」、「施設・機関の方針」、「利用者主体」、「認知症ケアの基本」、「日常生活支援の工夫」、「職員数」、「職員の意識」、「職員研修や処遇検討会議」等のカテゴリーに分け、カテゴリーごとの関連を検討した。検討を通して、

認知症高齢者支援の従事者が直面する課題を明確にするとともに、関連、影響する要件を構造的に捉えることを試みた。

認知症高齢者への支援に当たっては、施設サービス、在宅サービス従事者ともに、利用者自身の要求や欲求、自己決定を尊重したいという思いと、プライバシーの配慮、施設・機関の方針、自身の業務範囲との間での葛藤を抱えていた。同時に、利用者の心身の安全・健康の保持と、介護上の課題、家族との関係、職員数等といかにバランスをとるかということも現実的な課題となっている。一方、権利擁護に関する研修や他施設・機関との処遇会議等の機会が支援者の意識向上に有効であることも語られた。

(3) 成年後見に関するアンケート調査

[調査目的] 本調査は成年後見の利用促進を図ることを目的に、S 市民を対象として実施した。回答者並びに家族に生じている日常的な悩みや困りごとを知るとともに、どのように対処しているのか、幾つかの設問領域に分類して実態の把握を試みた。当該市内の高齢社、障害者に成年後見制度利用の実態を把握し、今後の基礎資料を構築することを目的とした。また、一般に認知度が低いと言われている市民後見についても一般市民の認識と今後普及の可能性の把握を行った。

[調査対象・方法] 政令指定都市 S 市内に 2011 年度 7 月時点で在住する市民を、住民基本台帳から 50 歳を分岐点として、5 歳区分で 75 歳までの世帯主 3,000 人を抽出し郵送、自記式記入にてアンケート調査を実施した。調査票配布数 3,000 部のうち、回答者数男性 1,325 人 (77.6%)、女性 382 人 (22.4%)、男女総計 1707 人 (57%) であった。

[成年後見制度に関する調査結果] 成年後見制度の利用実態について、成年後見制度を知っているとの回答は全体の約 1 割程度にとど

まり、「内容を知らない」「全く知らない」の回答は、男性 63.8%、女性 62.3%であった。また、今回調査で成年後見制度を利用したとの回答は、42 人/2.4%であった。利用時の後見人の活動については「満足」が男性 35.7%、女性 15.7%の回答率で、女性では「どちらともいえない」30.8%が最も多かった。市民後見については男女とも約 7 割が「知らない」との回答であり、制度を知っているとの回答は約 3 割であった。市民後見人としての活動意欲の設問では、「してみたい」、「条件次第でしてみたい」の計で、男性 13.9%、女性 8.7%であり、ともに 1 割程度であった。

[まとめと今後の課題] 本調査では成年後見制度の利用当事者として想定される年代の一般市民を対象とした。得られた結果では、成年後見制度の認知度、利用実績、市民後見の意欲等概して非常に低調なものであった。成年後見制度の社会化にあつては、制度の認知度は重要な課題と考えられるが、その普及・啓蒙にはいまだ十分とは言えない状況にあることが確認された。

5. 主な発表論文等

[学会発表] (計 3 件)

岩田香織 ; 「認知症高齢者支援者の権利擁護意識の構造に関する研究」, 第 19 回日本介護福祉学会大会, 2011 年 9 月 4 日、大妻女子大学

岩田香織 ; 「高齢知的障害者の対する成年後見支援の有効性の検討」, 第 18 回日本介護福祉学会大会, 2010 年 9 月 19 日、岡山県立大学

岩田香織 ; 「高齢者虐待対応における成年後見制度活用の有効性の検討」, 第 17 回介護福祉学会大会, 2009 年 9 月 13 日、文京学院大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩田 香織 (IWATA KAORI)

東海大学・健康科学部・講師

研究者番号：40342084